

歴史まちづくりへの提案

～歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定～

SOKEN,INC.

「歴史まちづくり法」の制定背景

- これまで我が国の歴史的なまちなみの保全については、古都保存法をはじめ、文化財保護法、景観法、都市計画法等に基づく各種制度により進められてきました。
- しかし、古都保存法は対象を京都、奈良、鎌倉等の10都市のみとし、かつその周辺の自然的環境に限定していること、また文化財保護法は文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的としていないこと、さらに景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的建造物の復原等の歴史的資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないこと等、取組みに限界がありました。
- このため、国は、全国の市町村を対象に、「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、「歴史的風致」を後世に継承する歴史まちづくりを進めようとする取組みを支援する新たな制度として、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の3省共管の法律である「歴史まちづくり法」を制定しました。

「歴史まちづくり法」の仕組み

- 地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村は、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を申請することができます。
- 国は、認定された「歴史的風致維持向上計画」に基づいて、法律上の特例措置や各種事業に対する支援を行います。



株式会社創建は、
こうした新しい法律に基づく「歴史まちづくり」の実施に必要な
「歴史的風致維持向上計画」の策定および認定に向けた支援を行います。

■歴史的風致維持向上計画の目次例

- はじめに
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 計画の位置付けと策定の流れ
 - (3) 計画策定の経緯
 - (4) 歴史的風致維持向上計画策定協議会
- 1. 市(町村)の概要
 - (1) 社会的環境と自然環境
 - (2) 歴史的環境
- 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
 - (1) 指定等文化財の分布状況
 - (2) 指定等文化財以外の文化財の分布状況
 - (3) 維持及び向上すべき歴史的風致
 - (4) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組み
 - (5) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
 - (6) 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け
 - (7) 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針
 - (8) 計画実現のための体制
- 3. 重点区域の位置及び区域
 - (1) 重点区域の位置と範囲
 - (2) 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果
 - (3) 重点区域における歴史的風致の維持及び向上等に関する取組み
- 4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項
 - (1) 文化財の保存又は活用に関する事項
 - (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

資料 (指定等文化財及び指定等文化財以外の歴史資源一覧等)

■主な策定支援内容

- 歴史的風致維持向上計画の策定にあたり設置される法定協議会の開催を支援します。
- 上位関連計画、市町村史、史料文献等を基に、図表を作成しながら写真等を用いて整理し
- 各地に分布する指定等文化財とそれ以外の未指定文化財等の資源の分布図を作成するとともに概要を取りまとめて整理します。
- 歴史的風致を物語る際に必要不可欠となる各種視点から整理した多数の図表作成と現況及び過去の写真等を収集、整理します。
- 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組みと課題を、既存資料や、都市計画やまちづくり担当課、また文化財担当課等へのヒアリングを通じて整理します。
- 重点区域の位置と範囲を設定する上での根拠を資料文献より整理するとともに、分かりやすく図等を用いて取りまとめます。
- 当該重点区域を設定し、歴史的風致の維持及び向上を図ることでの効果を地域の特性を十分に踏まえた上で整理します。
- 歴史的風致維持向上施設に位置付ける内容や今後のまちづくりの方向性等を踏まえ、それぞれの施設の修理や復原、整備、管理等に関する方針を整理するとともに、各事業の詳細
- 歴史的風致を構成する資源である歴史的風致形成建造物の指定方針を整理するとともに、候補建造物の概要を図や写真により整理

弊社実績

- 弊社は、平成23年3月末現在、全国で認定を受けている22自治体のうち、亀山市（三重県）、犬山市（愛知県）、恵那市（岐阜県）の3市の「歴史的風致維持向上計画」策定を支援しています。
- この確かな実績を活かしつつ、貴市町村の取組みを支援していきます。

■平成20年度 亀山市歴史的風致維持向上計画策定業務（三重県亀山市）【第1次認定】

- 本計画は、金沢市（石川県）、高山市（岐阜県）、彦根市（滋賀県）、萩市（山口県）の4市と共に、歴史まちづくり法に基づいて国から第1次の認定を受けたものの一つである。
- 本計画の策定にあたっては、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿を中心に見られる歴史的風致を基本として取り上げた。
- しかし、関宿は、現在の重伝建地区だけで形成されたものではなく、その前後につながる東海道があってこそのものである
- このため、市内に位置する東海道全区間とその沿道を重点区域として捉え、他の二つの宿場（亀山宿、坂下宿）をはじめ、沿道に見られる獅子舞等の祭事、また旅人をもてなす和菓子製造等をも含めた内容を歴史的風致として取りまとめた。



▲重点区域内の歴史的風致

■平成20年度 犬山市歴史的風致維持向上計画策定業務（愛知県犬山市）【第2次認定】

- 本計画は、下諏訪市（長野県）、佐川町（高知県）、山鹿市（熊本県）、桜川市（茨城県）の4市町と共に、歴史まちづくり法に基づいて国から第2次の認定を受けたものの一つである。
- 本計画の策定にあたっては、国宝犬山城の城下町で、毎年4月に行われる犬山祭りに着目した歴史的風致を基本に取り上げた。
- 大勢の観光客の目に触れる本祭の期間はわずかであるが、その準備には、地域住民が1年をかけて取り組む。
- このため、犬山祭りに関する歴史的風致を捉える際には、本祭の最中だけに着目するのではなく、祭の準備段階において地域住民の祭りに係わる役割分担や決まり事、風習等、通常あまり表には出てこない、本当の意味での歴史的風致を支えている裏側にも光を当てて調査して取りまとめた。



▲重点区域内の歴史的風致

■平成22年度 恵那市歴史的風致維持向上計画策定業務（岐阜県恵那市）【第8次認定】

- 本計画は、白河市（福島県）、松江市（島根県）の2市と共に、歴史まちづくり法に基づいて国から第8次の認定を受けたものの一つである。
- 本計画の策定にあたっては、岩村城の城下町に広がる、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村町本通りを中心に見られる歴史的風致を基本として取り上げた。
- 中世の岩村城創築以来、岐阜県東部の政治的・経済的・文化的な中心として現在に至るまで大きな役割を果たしてきた区域であることに着目するとともに、明治期以降、度重なる町村合併の中で受け継がれてきた宿場や街道沿いに見られる歴史的風致に着目して調査し取りまとめた。



▲重点区域内の歴史的風致

お問合せ先



名古屋本店 都市・地域計画部 担当；平井、久保
〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目10番1号
TEL；052-682-3082（直通） FAX；052-682-0636